

〔最高裁民事訴訟事例研究 四七四〕

令和四一（民集七六卷六号一三二〇頁）

民事執行法一九七条一項二号に該当する事由があると
してされた財産開示手続の実施決定に対する執行抗告
において請求債権の不存在又は消滅を執行抗告の理由
とすることの許否

（財産開示手続実施決定に対する執行抗告審の取消決定に
対する許可抗告事件、最高裁判所令和三年（許）第一六号、
令和四年一〇月六日第一小法廷決定、破棄差戻）

〔事 実〕

本件は、離婚した元妻であるXが、執行力のある債務名義
である養育費支払等契約公正証書（以下「本件執行証書」と
いう¹⁾）に表示された養育費債権を請求債権として、民事執行
法（以下「法」という）一九七条一項二号の事由（知れてい
る財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債
権の完全な弁済を得られないこと）があるとして、元夫であ

るYについての財産開示手続の実施の申立て（以下「本件申
立て」という）をした事案である。Xは、本件執行証書につ
いて執行文の付与を受け、本件執行証書および当該執行文の
謄本がYに送達されたのち、本件執行証書に表示された養育
費債権を請求債権として、本件申立てをした。

原々審は本件申立てを理由があると認め、Yについて財産
開示手続の実施決定をした。

Yは、原々決定に対して執行抗告をした上で、上記請求債
権のうち確定期限が到来した分の全額についてXに弁済した。
Yは、抗告理由として、上記弁済により、XはYに対して本
件執行証書に基づき強制執行をできる立場になく、「当該執
行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始すること
ができないとき」（法一九七条一項柱書但書）に該当するこ
と等を主張した。これに対してXは、法二〇三条は、本件
のような執行力のある債務名義の正本に基づく財産開示手続に
ついて、法一八二条（いわゆる実体抗告・実体異議を定めた
規定）を準用していないことから、Yの主張する請求債権の

弁済による消滅は執行抗告の理由にならない旨を主張して争った。

原審は、大要、次のように判断し、本件債権は弁済により消滅したとして、原々決定を取り消し、本件申立てを却下した。すなわち、(1)法一九七条一項二号にいう「知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつた」というためには、①債権者の請求債権の存在および数額と、②債務者の知れている財産の存否およびその価額とを、②の額が①の額に満たないことが一応認められる程度に示す必要があるとすべきであり、①に関し、請求債権の弁済の事実を考慮することができないと解すべき根拠はない。(2)法二〇三条が請求異議の訴えについて規定する法三五条を準用していないのは、財産開示手続に不服のある場合には実施決定に対する執行抗告によるべきであり、請求権の存在および内容を争うために請求異議の訴えを通じて財産開示手続の不許を求める独自の利益に乏しいからであると解される。そうすると、法二〇三条が、実施決定に対する執行抗告において、請求債権の存否または内容に関する事情の主張を許さない趣旨であると解されない。(3)法一九七条一項各号の要件は、プライバシーに属する事項の開示を刑事罰をもって強制するものであることに鑑み、この手続を行う必要性がある場合に限定して手続を実施するために設けられたものと解される。請求債権が全額

弁済された場合において、当該事情の主張を許さず財産開示手続を実施しなければならないことは、同号の趣旨に沿わない。したがって、財産開示手続の実施決定に対する執行抗告においては、請求債権の不存在または消滅を執行抗告の理由とすることができる。

上記原決定に対して、Xが許可抗告の申立てをした。Xの抗告理由は、要旨、⑦原決定は、「実体上の事由は執行抗告の理由とはならないとすべきである」とした最決平成一八・九・一一民集六〇巻七号二六二二頁と相反する判断をするものであること、また、④法二〇三条は法三五条や法三六条を準用していないが、これによって、財産開示手続の相手方が請求債権の不存在などを理由に請求異議の訴えを提起したり、財産開示手続の停止等の仮の処分を求めたりすることを妨げられるものではないこと、をいうものであった。

〔決定要旨〕

破棄差戻

「法には、実体上の事由に基づいて強制執行の不許を求めるための手続として、請求異議の訴えが設けられているところ、請求債権の存否は請求異議の訴えによって判断されるべきものであって、執行裁判所が強制執行の手続においてその存否を考慮することは予定されておらず、このことは、強制執行の準備として行われる財産開示手続においても異ならな

〔評釈〕

本決定に賛成する。

いというべきである。そのため、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者から法一九七条一項二号に該当する事由があるとして財産開示手続の実施を求める申立てがあった場合には、執行裁判所は、請求債権の存否について考慮することなく、これが存するものとして当該事由の有無を判断すべきである。そして、債務者は、請求異議の訴え又は請求異議の訴えに係る執行停止の裁判の手続において請求債権の不存在又は消滅を主張し、法三九条一項一号、七号等に掲げる文書を執行裁判所に提出することにより、財産開示手続の停止又は取消しを求めることができるのであり（法二〇三条において準用する法三九条一項及び四〇条一項）、法二〇三条が法三五条を準用していないことは、上記事由があるとしてされた財産開示手続の実施決定に対する執行抗告において、債務者が請求債権の不存在又は消滅を主張することができる根拠となるものではない。

したがって、法一九七条一項二号に該当する事由があるとしてされた財産開示手続の実施決定に対する執行抗告においては、請求債権の不存在又は消滅を執行抗告の理由とすることはできないと解するのが相当である。」

一 本決定の意義

本決定は、民事執行法（以下「法」という）一九七条一項二号に該当する事由があるとしてされた財産開示手続の実施決定に対する執行抗告において、請求債権の不存在または消滅を執行抗告の理由とすることができるか否かという法律問題について、最高裁が初めての判断を示したものである。最高裁は、本決定において、これを否定した。

本決定は、その理由として、要旨、①財産開示手続においても、請求債権の存否は請求異議の訴えによって判断されるべきものであって、法一九七条一項二号に該当する事由があるとして財産開示手続の実施の申立てがあった場合には、執行裁判所は請求債権の存否を考慮することなく、これが存するものとして当該事由の有無を判断すべきであること、②債務者は、請求異議の訴え（法三五条）または請求異議の訴えに係る執行停止の裁判（法三六条）の手続において請求債権の不存在または消滅を主張し、法三九条一項一号、七号等に掲げるいわゆる執行停止文書ないし執行取消文書を執行裁判所に提出することにより、財産開示手続の停止または取消しを求めることができること、を挙げる。

このように、本決定は、①財産開示手続の申立てに際し

て執行裁判所が請求債権の存否を考慮することの可否、および、②請求債権の不存在または消滅を理由として財産開示手続の排除を求めるための具体的な救済方法を明らかにした上で、上記法律問題につき消極に解する旨を明らかにするものであり、これまで必ずしも判然としていなかった問題について解釈・運用の統一を図るものとして、重要な先例的意義を有する。⁵⁾

二 財産開示手続の実施要件

財産開示手続（法一九六条以下参照）は、債務者自身にその財産情報を開示させる手続として、平成一五年の担保・執行法改正⁶⁾（以下「平成一五年改正」という）によって創設された手続である。金銭執行の申立ては、原則として執行の対象となる債務者財産を特定してしなければならぬため、債権者において債務者財産に関する十分な情報を取得することができない場合には強制執行を行うことができず、権利実現の実効性に欠ける。そのため、勝訴判決を得た債権者等において債務者財産に関する情報を取得することができるようになるための手続として、上記改正により、債務者からの情報取得の手続が整備された。これによれば、執行裁判所は、執行力のある債務名義の正本また

は一般の先取特権を有する債権者の申立てに基づき、財産開示手続の実施要件が認められる場合には、財産開示手続実施決定をする（法一九七条参照）。債務者は財産開示期日に出席し、宣誓の上、原則として自己の財産の全部について陳述しなければならず（法一九九条、二〇〇条参照）、財産開示期日における不出頭や宣誓拒絶、陳述拒絶や虚偽陳述に対しては所定の制裁が予定されている。なお、財産開示手続は、その実効性を強化するため、令和元民事執行法改正⁹⁾（以下「令和元年改正」という）により、申立適格を有する債務名義の種類の大と制裁規定の強化が図られた。¹⁰⁾

債務名義に基づく申立ての場合の財産開示手続の実施要件は次のとおりである。第一に、執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができる場合であること¹¹⁾（法一九七条一項柱書）であり、この点は、一般の強制執行の実施要件と変わらない。第二に、当該申立人について強制執行等の不奏功または不奏功の見込みがあること、すなわち、①「強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき」（同条一項一号。以下「一号要

件」という)、または、②「知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき」(同条一項二号。以下「二号要件」という)のいずれかがあることである。⁽¹²⁾このような要件が設けられたのは、「財産開示手続は、債務者の財産に関する情報を開示させる手続であり、債務者のプライバシーに属する事項の開示を強制するものであることから、この手続を行う必要性がある場合に限り、手続を実施できることとするのが相当である」⁽¹³⁾ことによるものと説明されており、「必要性要件」などとも呼ばれる。⁽¹⁴⁾第三に、いわゆる「再施制限」に抵触しないことが必要であり、債務者が過去三年以内に財産開示期日においてその財産について陳述をした場合には、原則として、財産開示手続実施決定をすることができない(同条三項柱書。例外につき、同項各号参照)。⁽¹⁵⁾

三 財産開示手続実施決定に対する執行抗告事由

(1) 問題の所在

法一九七条五項は、財産開示についての裁判(これには財産開示手続を実施する旨の決定および債権者の申立てを却下する決定の双方が含まれる)に対して、執行抗告をす

ることができる旨を定める。財産開示手続実施決定に対する執行抗告事由としては、①いわゆる「必要性要件」(法一九七条一項各号、二項各号参照)や再施制限(同条三項柱書参照)など、法一九七条の要件に欠ける場合、②財産開示手続の申立て自体が権利の濫用にあたる場合などが挙げられる。⁽¹⁶⁾

一般に、執行抗告(または執行異議)の理由とすることができるのは、執行機関の執行処分が執行手続を規律する手続法規に違反している場合——いわゆる「違法執行」の場合——に限られ、請求債権が存在であるなどの執行機関の調査権限外の実体法上の違反がある場合——いわゆる「不当執行」の場合——には、請求異議の訴えや第三者異議の訴え等の方法によるべきであり、原則として執行抗告や執行異議の理由とすることはできない。⁽¹⁸⁾このことは、不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告または執行異議の申立てにおいて、担保権の不存在または消滅という実体法上の事由を理由とすること(いわゆる「実体抗告」⁽¹⁷⁾「実体異議」)ができる旨の規定(法一八二条参照)が特に置かれていることにも現れていると言える。

もつとも、強制執行手続においても、実体法上の事由がおよそ執行抗告(または執行異議)の対象とならえないわ

けではない。実体法上の要件が執行機関の調査権限に属する場合(法三〇条一項、三一一条参照)には、その要件の欠缺が強制執行を開始する処分に対する執行抗告または執行異議の理由となると解されており、⁽¹⁹⁾強制執行の手続においても、限られた範囲ではあるが、実体法上の事由が執行抗告(または執行異議)の理由となりうる場合は存在する。⁽²⁰⁾ここでの問題、すなわち執行力のある債務名義に基づく財産開示手続実施決定に対して請求債権の不存在または消滅を執行抗告の理由とすることができるといふ問題は、法一九七条一項二号の要件充足性判断に際して、執行裁判所に請求債権の存否について調査・判断する権限が与えられているか否かという問題に関わる。⁽²¹⁾

(2) 裁判例の状況

本決定以前における関連裁判例としては、本件原決定である、①東京高決令和三・九・二九民集七六卷六号一三三三頁(以下「①決定」と表記する)のほか、これと比較的同時期の高裁決定である、②東京高決令和四・三・二二(LLI/DB07720090)⁽²²⁾(以下「②決定」と表記する)が挙げられる。

①決定は、養育費の支払に係る定期金債権を請求債権と

してされた財産開示手続実施決定に対して、請求債権の弁済による消滅を執行抗告の理由とすることができるといふことが正面から争われたケースにおいて、これを肯定した。同決定は、その理由として、要旨、(1)法一九七条一項二号の要件充足性を判断するには、債権者の請求債権の額が、債務者の知れている財産の額に満たないことが一応認められる程度に示す必要があるべきところ、そのためには、債権者の請求債権の存在および数額に関して、執行裁判所が請求債権の弁済の事実を考慮することができるといふ限りならぬこと、(2)法二〇三条が請求異議の訴えについて規定する法三五条を準用していないことは、請求債権の存否または内容に関する事情については、請求異議の訴えではなく、財産開示手続実施決定に対する執行抗告において主張することを許容したものと解されること、(3)請求債権が全額弁済された場合に当該事情の主張を許さず財産開示手続を実施しなければならないとするのは、法一九七条一項各号の要件が、特にこの手続を行う必要性がある場合に限定して手続を実施する趣旨に出たことと相容れないことを挙げる。

②決定も、養育費の支払に係る定期金債権を請求債権としてされた財産開示手続実施決定に対する執行抗告におい

て、養育費債権の支払の継続が主張された点で、①決定の事案と類似する。もつとも、本件抗告審は、ここでは、養育費の支払の継続を抗告理由とすることの許否について立ち入ることなく、申立人・債務者間に不執行の合意が成立したとして強制執行の排除を求めるには請求異議の訴えによるべきであつて執行抗告または執行異議によることはできない旨を述べて抗告を棄却した。②決定の判断内容は比較的簡単なものにとどまるが（抗告審における主張の展開等を含め、具体的な手続経過は詳らかではない）、ここでは①決定とは異なり、執行裁判所が財産開示手続において養育費の支払の継続の有無、すなわち請求債権の弁済の事実について考慮することは予定されていないとするスタンスを見て取ることもできるように思われる。

以上のように、本決定以前にこの問題を扱った裁判例はごく限られており、関連する学説の議論等も乏しい状況にあったが²³、本決定により、①財産開示手続の申立てに際して執行裁判所が請求債権の存否を考慮することの可否、および、②請求債権の不存在または消滅を理由として財産開示手続の排除を求めるための具体的な救済方法が明確となった。

四 本決定の考察

(1) 財産開示手続の申立てに際して執行裁判所が請求債権の存否を考慮することの可否

原決定が説くように、法一九七条一項二号の要件充足性を判断するにあつては、その前提として、債権者の請求債権の存在および数额と、知れている債務者財産の存否およびその価額が示されなければならないと考えられるところ、右の判断にあつて執行裁判所が債権者の請求債権の存在および数额について改めて審理・判断することは許されるか。この点、本決定は、要旨、請求債権の存否は請求異議の訴えによつて判断されるべきものであり、執行裁判所が強制執行の手続においてその存否を考慮することは予定されていないものであつて、強制執行の準備として行われる財産開示手続においてもこれと異なるところはない旨を説く。

右の点について考えるに、平成一五年改正法の制定の経緯や立案担当者の解説において、法一九七条一項二号の要件充足性判断に際して、執行裁判所が請求債権の存否について調査・判断することを想定しているような議論や言及は見られないこと（令和元年改正法の制定の経緯やその立案担当者の解説等においても同様のようである）、財産開

示手続においても、執行力のある債務名義を有することを前提として（法一九七条一項柱書）、強制執行開始要件を備えていることが必要とされ（同但書）、手続の実施にあたり通常の強制執行と重なる規律が採用されていること等から判断するに、現行法上、執行手続における請求債権の存否の調査・判断に関して、通常の強制執行の場合と財産開示の場合とで、別異に解することは予定されていないと考えられる⁽²⁴⁾。また、現行法上、強制執行の手続において請求債権の存否を調査・判断しないこととされているのは、権利の存否を判定する等して債務名義を作成する機関（裁判機関）と当該債務名義に基づいて執行を実施する機関（執行機関）との区別を前提として、執行機関において執行手続を簡易・迅速に実施することにあるところ⁽²⁵⁾、このような執行手続の簡易・迅速な実施の要請は、強制執行の準備としての手続である財産開示手続においても同様に妥当すると考えられる⁽²⁶⁾。加えて、債務者が請求債権の不存在または消滅を理由として財産開示手続の実施の排除を求めるための方途として、現行法上、請求異議の訴えによる途が閉ざされているのだとすれば、特に執行抗告による救済の途を開いておく必要性が高いとも言えるが、次に見るように、現行法の解釈として、請求異議の訴えの提起を通じて

財産開示手続の排除を求めることは否定されていないと解される。

以上より、執行裁判所は、財産開示手続においても、通常の強制執行の場合と同様に、請求債権の存在については債務名義の形で既に公証されていることを前提として、その存否を調査・判断することなく、これが存するものとして実施の可否を判断すべきと解するのが相当であると考えられる。本決定の判断はこの点において正当なものとして支持できる。

(2) 請求債権の弁済による消滅を理由とする場合の具体的な救済方法

財産開示手続は、強制執行（法二二条以下）、担保権の実行（法一八〇条以下）、形式的競売（法一九五条）と並ぶ民事執行の一つとして位置づけられており（法一条参照）、財産開示手続には、民事執行法の総則の規定が適用されるほか、執行力のある債務名義に基づく財産開示手続については、法二〇三条により、法三九条（強制執行の停止）および法四〇条（執行処分取消し）の規定が準用される。請求異議の訴えを定めた法三五条は、総則の規定ではなく、また、法二〇三条によっても準用されていないが、

このことは、請求債権の弁済等による消滅を理由とする救済方法として、請求異議の訴えや同訴えに伴う執行停止の裁判の手續を経由することを否定するものであるか。この点、本決定は、「債務者は、請求異議の訴え又は請求異議の訴えに係る執行停止の裁判の手續において請求債権の不存在又は消滅を主張し、法三九条一項一号、七号等に掲げる文書を執行裁判所に提出することにより、財産開示手續の停止又は取消しを求めることができる」として、請求異議の訴えを提起する方法を通じて、財産開示手續の停止または取消しを求めることができるとする具体的な救済方法を明示する。

法二〇三条が法三五条を準用していない一方で、法三九条および法四〇条を準用する趣旨について、平成一五年改正法の立案担当者は、「強制執行の実施を阻止するための執行関係の訴訟の規定（三四・三五・三八）については、強制執行の不許までは求めないで財産開示手續の不許のみを求めるという独自の制度を設ける必要はないと考えられることから、これらの規定も準用されていない」とした上で、「これに対し、たとえば、請求異議訴訟において債務名義の執行力を排除する内容の判決が確定した場合には、これに基づき、強制執行の停止等のみならず、財産開示手

続の停止等をもすることができるようになる必要があることから、強制執行の停止等に関する三九条および四〇条の規定は、債務名義を有する債権者の申立てにかかる財産開示手續に準用することとされている」と説く。²⁷⁾

右の論旨によれば、法二〇三条が法三五条を準用していないことは、請求債権の不存在または消滅を理由とする法的救済手段として、財産開示手續のみ単体で不許を求める不服申立制度を設けないことを意味するにとどまり、債務名義に基づく強制執行の一般的不許を求めることを許さないことまでも意味するものとは解されない。他方で、法二〇三条が、法三九条と法四〇条を準用していることは、法三五条に基づいて強制執行の一般的不許を求めること（および法三六条に基づいて執行停止の裁判を求めること）が許されることを前提として、①右の請求異議の訴えに伴う執行停止の裁判（法三六条、三七条参照）がされた場合には、その正本を法三九条一項七号の文書（いわゆる「執行停止文書」）として提出することで財産開示手續を一時的に停止させ、その後、②請求異議の訴えを認容する判決がされた場合には、その執行力ある裁判の正本を同項一号の文書（いわゆる「執行取消文書」）として提出することで財産開示手續を確定的に停止させ、既にされた財産開示

手続があればこれを取り消さなければならぬことを意味するものと解されよう。⁽²⁹⁾ 本決定もまた、これと同様の理解に立つものとして支持できる。

(3) 請求債権が扶養義務等に係る定期金債権である場合の特例(法一五一条の二)との関連性

平成一五年改正は、扶養義務等に係る定期金債権に基づく強制執行の特例として、「定期金債権の一部に不履行があること」を要件として、期限未到来部分についても債権執行を開始できるものとして、上記定期金債権に基づく債権執行の負担軽減を図っている(法一五一条の二第一項。「予備差押え」とも呼ばれる⁽²⁹⁾)。もっとも、「定期金債権の一部に不履行があること」という要件を債権者の側で立証することは困難であるため、差押命令の申立ての段階では、債権者は定期金債権の一部の期限が到来したことを主張すれば足りるとされ、債務者の側において「定期金債務の全部を履行したこと」を債権差押命令に対する執行抗告の理由として争うことになるとされる⁽³⁰⁾。上記特例は強制執行(債権執行)に関する特例であり、財産開示手続に関する規定ではないものの、財産開示手続においても右の規律を推し及ぼしていくとすれば、請求債権が扶養義務等に係る

定期金債権である場合の財産開示において、債務者の側において「定期金債務の全部を履行したこと」を財産開示手続実施決定に対する執行抗告の理由とすることができると解する余地がないではない⁽³¹⁾。

本決定は、これについて何ら言及するものではないが、この点について考えてみるに、筆者は、以下の理由から、上記特例規定の存在から財産開示手続において請求債権の不存在または消滅を執行抗告の理由とすることを導出することはできないと考える⁽³²⁾。第一に、形式的な理由ではあるが、強制執行手続と異なり、財産開示手続に関しては、扶養義務等に係る定期金債権を他の債権と区別する規定は見られない⁽³³⁾。第二に、いわゆる予備差押えについては、その要件として請求債権たる定期金債権の不履行が法定されていることから見て、執行裁判所には当該要件についての審理・判断権限が付与されていると言えるのに対して、財産開示命令については、実施要件として請求債権の不履行は求められておらず、したがって執行裁判所においてこの点について審理・判断することは当然には予定されていないと考えることができる。第三に、予備差押えの場合には、差押命令後、債務者が弁済をして履行遅滞を解消するだけでは、請求異議の訴えを通じて当該差押えの取消しを求める

ことはできないと解されるのに対して、財産開示手続の場合には、本決定が明らかとしたように、実施決定後、債務者が弁済をして履行遅滞を解消することによって、請求異議の訴えを通じて実施決定の取消しを求めることが可能であると解される。請求異議の訴えを通じた救済方法が著しく制約を受ける前者（予備差押え）と異なり、そのような制約のない後者（財産開示手続）においては、請求債権の不在または消滅を理由とする救済手段を請求異議の訴え以外に払げる必要性は高いとは言えない。

五 本決定の射程等

本決定は、法一九七条一項二号に該当する事由があるとしてされた財産開示手続実施決定に対する執行抗告において請求債権の不在または消滅を執行抗告の理由とすることの許否について、これを否定する見解に立つことを明らかにしたものであり、法解釈上の論点についての一般的な規範を示した、いわゆる法理判例の一種として位置づけられる。

本決定は、上記論点に関して、債務名義の種類（本件は執行証書）や請求債権の種類（本件は扶養義務に係る定期金債権）を限定することなく、一般的にこれを否定してい

ることから、本決定の射程は、債務名義の種類や請求債権の種類を問わず、法一九七条一項二号に該当する事由があるとしてされた財産開示決定の場合一般に及ぶと考えられる。

また、本件事案は財産開示手続実施決定がなされた後に債務者が請求債権を弁済した事案であるが、本決定自体は請求債権の弁済時期についても特段の限定を付すものではないことからすると、本決定の趣旨は、財産開示手続実施決定の前に弁済がされた事案でも及ぶと解する余地がある⁽³⁵⁾。

なお、法一七九条一項各号が定める要件（強制執行の不成功または不奏功の見込み）は、令和元年改正によって創設された「第三者からの情報取得手続」（法二〇四条以下参照）においても実施要件の一つとされているが、その趣旨は、第三者からの情報取得手続もまた、債務者のプライバシーや営業秘密に属する情報を強制的に取得するものであるために、財産開示手続と同様に、これを行う必要性が高い場合に限る、手続を実施するのが相当であると考えられたことによる⁽³⁶⁾。こうした立法趣旨の共通性に鑑みれば、その要件充足性判断の方法や不服申立ての方法についても財産開示手続の場合と平仄を合わせるのが相当であり、本

決定が示した解釈は、これらの手続との関係でも基本的には同様に妥当すると考えられよう（法二二一条が準用する法三九条、四〇条も参照⁽³⁷⁾）。

六 おわりに

以上のように、本決定は、法一九七条一項二号に該当する事由があるとして財産開示手続の申立てがされた場合において、執行裁判所は請求債権の存否を考慮することなく、これが存するものとして当該事由の有無を判断しなければならぬこと、また、債務者が請求債権の不存在または消滅を理由に財産開示手続を阻止するためには財産開示手続実施決定に対する執行抗告ではなく、別途請求異議の訴えを提起することを通じて財産開示手続の停止・取消しを求めなければならぬこと、を最高裁において明確に示したものと重要な意義を有する。

こうした本決定の先例としての規範的な意義は、既に述べたように、請求債権が一回的な給付であるか継続的な給付であるかを問わず、等しく及ぶものと考えられるが、本決定の持つ実際上のインパクトは、養育費債権等の継続的な給付義務について、より重要な意味を持つように思われる。なぜなら、債務名義上の給付義務が一回的給付である

場合は、請求債権の弁済による消滅を理由とする請求異議の訴えも一回的なもので足りるのに対して、債務名義上の給付義務が継続的な給付である場合には、請求債権の弁済による消滅（期限到来部分の履行）を理由とする請求異議の訴えは一回的なもので足りるとは限らず、その後債権者が改めて財産開示手続の申立てをして実施決定がされると、債務者において再び請求異議の訴えを提起することを通じてこれを阻止しなければならない、という繰り返しの提訴リスクを将来にわたって継続的に抱えることになるからである。もつとも、ここで債務者に右のような財産開示手続の阻止のための継続的な提訴リスクが生じるのは、債権者にとつて債務者財産の所在が知れていないことに起因するものであつて、債務者は、債権者に対してあらかじめ自己の財産の全部または一部を開示することで、このようなリスクを解消することが可能である⁽³⁹⁾。そのような意味で、本決定には、間接的ではあるが、債務者から債権者に対する先行的な財産開示を促していく面があると思われるところであり、金銭債権の権利実現の実効性、とりわけ養育費債権等の定期金債権実現の向上につながる⁽⁴⁰⁾ことが期待される。

(1) 本件執行証書においては、YがXに対し、長女および

次女の養育費として、①平成二九年四月から同年一〇月まで子一名につき月額二万五〇〇〇円を、②同年一一月から長女および次女がそれぞれ満二〇歳に達した日の属する月まで子一名につき月額三万円を、毎月末日限り支払うことが合意されている。

(2) ここでは、当該養育費債権がXとYとの離婚の成立という事実の到来に係るものであることを前提として、債権者であるXが公証人に対して離婚の事実を証する文書を提出して事実到来執行文の付与を受け、その謄本が債務者であるYに送達されていると見られる(法二九条後段参照)。

(3) 東京地決令和三・七・一民集七六卷六号一三三〇頁。

(4) 東京高決令和三・九・二九民集七六卷六号一三三二頁。

(5) 本決定の匿名コメント(判タ一五〇五号三五頁)、古賀・後掲注(40)三―四頁など参照。

(6) 「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」(平成一五年法律第一二四号)。改正の趣旨・経緯等につき、谷口園恵『筒井健夫編』改正担保・執行法の解説(商事法務・二〇〇四年)一三五頁以下、道垣内弘人ほか『新しい担保・執行制度(補訂版)』(有斐閣・二〇〇四年)一四〇頁以下「山本和彦」など参照。

(7) これに対して、第三者からの情報取得の手続は、平成一五年改正時には見送られたが、その後、令和元年民事執行法改正において、①債務者の不動産に係る情報の取得

(法二〇五条)、②債務者の給与債権に係る情報の取得(法二〇六条)、③債務者の預貯金債権等に係る情報の取得(法二〇七条)の手続が整備された。

(8) 平成一五年改正法の下での財産開示制度の問題点については、三木浩一編『金銭執行の実務と課題』(青林書院・二〇一三年)一一六―一一七頁「三木浩一」参照。

(9) 「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に關する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第二号)。改正の趣旨・経緯等につき、内野宗揮『劍持淳子編』令和元年改正民事執行法制の法令解説・運用実務(増補版)(金融財政事情研究会・二〇二一年)二頁以下、山本和彦監修『論点解説 令和元年改正民事執行法』(金融財政事情研究会・二〇二〇年)二頁以下「山本和彦」、一四頁以下「古賀政治」など参照。

(10) 申立適格を有する債務名義は、従前、実体法上の権利が確定したものに限られ、仮執行宣言付判決、執行証書、支払督促等は除外されていたが(令和元年改正前法一九七条一項柱書の括弧書)、令和元年改正はこれを改め、債務名義の種類を問わないこととされた(上記括弧書の削除)。また、財産開示期日における不出頭や宣誓拒絶、陳述拒絶や虚偽陳述に対する制裁は、従前、三〇万円以下の過料とされていたが(令和元年改正前法二〇六条一項各号)、令和元年改正により、六月以下の拘禁刑または五〇万円以下

の罰金という刑罰が科せられることとなった(法二二三条一項五号・六号)。

(11) 債務名義の正本等が債務者に送達されていること、請求が確定期限の到来に係る場合にはその期限の到来後であること等(法二九条ないし法三二条参照)が必要となる。

谷口Ⅱ筒井・前掲注(6)一三九頁参照。

(12) 実務上は、一号要件に基づく申立てはごく少数にとどまり、ほとんどが二号要件に基づく申立てであるとされる。中村さとみⅡ剣持淳子編『民事執行の実務(第五版)債権執行・財産調査編(下)』(金融財政事情研究会・二〇二二年)三四八頁、増田勝久「債務者の財産状況調査手続の現状と今後の課題」法の支配二〇五号(二〇二二年)七三頁など参照。

(13) 谷口Ⅱ筒井・前掲注(6)一三九頁。

(14) 「必要性要件」について、法制審議会民事執行法部会における審議においては、その証明(一号要件)ないし疎明(二号要件)が必ずしも容易ではないとの評価を前提として、当該要件を廃止する考え方なども提案されたが、これに対しては、「裁判実務においては当該要件の運用は柔軟に行われており、その欠缺を理由に却下された事例もほとんどなく、当該要件の証明ないし疎明が容易でないとの評価はあたらなとする旨の指摘などもあって、当該要件については改正前の規律が維持された(改正時の議論等に関

して、法制審議会民事執行法部会における「民事執行法の改正に関する中間試案」(平成二九年九月八日)の第1の1(注1)、法制審議会民事執行法部会資料(二七一)四頁など。また、山本編・前掲注(9)二四頁以下「古賀」参照。必要性要件を設けることに批判的な見解として、中島弘雅「債務者の財産情報取得手続の現状と課題——令和元年改正民事執行法の規律を踏まえて」加藤新太郎先生古稀祝賀『民事裁判の法理と実践』(弘文堂・二〇二〇年)四一二頁、肯定的な見解として、青木哲「財産開示手続と第三者情報取得手続の現状に対する理論的検討」法の支配二〇五号(二〇二二年)七九頁など参照。

(15) このほか、執行障害事由として、債務者について破産手続開始決定があったときは、破産債権または財団債権に基づく財産開示手続の申立てをすることができない(破産法四二条六項)、民事再生手続開始決定があったときは、再生債権に基づく財産開示手続の申立てをすることができない(民事再生法三九条一項)など、倒産手続との関係で財産開示手続の申立てが制限される場合がある。

(16) 伊藤眞Ⅱ園尾隆司編集代表「条解民事執行法(第二版)Ⅱ(弘文堂・二〇二二年)一八五二頁「古賀政治」参照。このほか、執行実務の解説の中には、「扶養義務等に係る定期金債権の一部不履行がないこと、1号要件又は2号要件を充足しないこと、再施制限に抵触すること、執行障害

- 事由があることなどが典型的な執行抗告事由である」(中村Ⅱ剣持編・前掲注(12)(三六〇頁参照))として、扶養義務等に係る定期金債権については、その一部不履行がないことが執行抗告の理由となる旨の記述も見られるが、このような運用が一部の裁判所に限られるものか否か、また、本件におけるように一部不履行が事後的に解消された場合をも含む趣旨であるか否か等については詳らかではない。
- (17) 執行抗告をするためには、これに加えて、執行抗告をすることができ旨の特別の定めがあることが必要である(法一〇条一項参照)。
- (18) 伊藤Ⅱ園尾編・前掲注(16)六八頁「笠井正俊」、中野貞一郎Ⅱ下村正明『民事執行法(改訂版)』(青林書院・二〇二一年)七九頁以下など参照。このように、違法執行と不法執行とで救済方法を峻別する考え方は、例えば、最決平成一八・九・一一民集六〇巻七号二六二二頁(不執行の合意を執行抗告の理由とする事の許否が争われたケース)において、「不執行の合意等は、…債権の効力の一部である強制執行力を排除又は制限するものであって、請求債権の効力を停止又は限定するような請求異議の事由と実質を同じくするものということができるから、その存否は、執行抗告の手続ではなく、請求異議の訴えの訴訟手続によって判断されるべきものというべきである」とすることにも見て取ることができ。
- (19) 後述(四(3)参照)するように、平成一五年改正によって新たに創設された、「予備差押え」(法一五一条の二参照)としての差押命令に対して、債務者が「定期金債務の全部を履行したこと」を執行抗告の理由とすることができると解されていることもその例の一つと言える。
- (20) 竹下守夫Ⅱ鈴木正裕編『民事執行法の基本構造』(西神田編集室・一九八一年)六七—六八頁「竹下守夫」、伊藤Ⅱ園尾編・前掲注(16)六八頁「笠井」、中野Ⅱ下村・前掲注(18)八〇頁など参照。
- (21) この点につき、本決定の匿名コメント(判タ一五〇五号三四頁)参照。
- (22) 古賀・後掲注(40)三頁において紹介がある。
- (23) 先駆的な分析として、小柳茂秀『財産開示の実務と理論』(日本加除出版・二〇二三年)一〇四—一〇五頁参照。ここでは、請求債権の不存在または消滅等の実体的異議事由が存在する場合の法的救済手段として、「債務者は請求異議訴訟の提起に伴って財産開示手続の一時の停止を命ずる裁判を求めることができ(法三六条の類推適用)、その裁判の正本を停止文書として財産開示手続の停止を得ることができると解すべきである」と説かれており、このことは、その裏返しとして、執行抗告の方法によることはできない旨を含蓄するものであったと見られる。
- (24) 以上の点につき、本決定の匿名コメント(判タ一五〇

五号三四頁) 参照。

(25) 最判昭和四五・六・一一民集二四卷六号五〇九頁は、執行手続である取立訴訟において請求債権の存否を争うこととはできない旨を判示するにあたり、「強制執行にあつては、執行機関は、強制執行をするだけの機関であつて、債務名義さえあれば、その債務名義に表示された実体上の請求権の存否またはその行使自体の違法性の有無……を調査することなく、執行を実施すべきものとされている。したがつて、債務者は、実体上の請求権と一致しない債務名義に基づいて執行を受ける可能性があるから、実体上の請求権の存否またはその行使の違法性の有無について実質的審査を受ける機会を与えられる必要がある。しかし、右の実質的審査を簡易迅速を趣旨とする執行手続内で行なうことは不適当なので、この実質的審査は、執行手続から切り離して、請求異議の訴という通常の判決手続によることとなっている。すなわち、執行手続についての争訟手続と、債務名義の内容である実体上の請求権の存否またはその行使自体の違法性の有無についての争訟手続とは、峻別されているのである。」と説示する。

(26) これとは反対に、執行裁判所が請求債権の存否につき判断権限を有するものと解し、執行抗告の理由とすることができるとすると、①財産開示手続の迅速かつ適正な実施を阻害し、ひいては請求権の迅速な強制的実現をも困難に

するおそれが生じること、②財産開示手続の実施決定は、確定しなければその効力を生じないため(法一九七条六項)、財産開示手続の実施を引き延ばすための濫用的な執行抗告がされるおそれがあること、が指摘されている。本決定の匿名コメント(判タ一五〇五号三四頁)参照。

(27) 浦野雄幸編『基本法コメンタール民事執行法(第六版)』(日本評論社・二〇〇九年)五六五頁「筒井健夫」山本和彦ほか編『新基本法コメンタール民事執行法』(日本評論社・二〇一四年)四七七頁「谷口園恵」も同旨。

(28) 小柳・前掲注(23)一〇五頁は、夙にこの旨を指摘していた(立法論的には、法二〇三条で法三六条、三七条を準用するのがよいとする)。伊藤Ⅱ園尾編・前掲注(16)一八七三頁「古賀政治」も参照。

(29) ただし、この場合に差し押さえることができるのは、給料その他継続的給付に係る債権のうち、請求債権である各定期金債権の確定期限到来後に弁済期が到来するものに限られる(同一五一一条の二第二項)。

(30) 平成一五年改正の立案担当者解説である、谷口Ⅱ筒井・前掲注(6)一〇三頁(注110)参照。中村さとみⅡ鮎持淳子編『民事執行の実務(第五版)債権執行・財産調査編(上)』(金融財政事情研究会・二〇二二年)二二〇頁も、法一五一条の二に基づく差押命令のうち、期限未到来の定期金債権を請求債権とする部分については、期限が到来し

ている定期金の全てについて債権差押命令の発令までに弁済している場合には、執行抗告をすることができるとする（これに対して、期限が到来している定期金債権を請求債権とする部分については、弁済の時期が債権差押命令の発令の前か後かを問わず、請求債権の不存在を理由として請求異議の訴えによることとなるとする）。

(31) 問題点の指摘と考察につき、内山・後掲注(40)一七頁参照。

(32) 結論において、内山・後掲注(40)一七頁に同旨。

(33) 強制執行手続では、法一五一条の二のほか、法一五二条三項、法一六七条の一五、法一六七条の一六が、扶養義務等に係る定期金債権に関して特例規定を置いている。

(34) 現行法上、債務者は請求異議の訴えを通じて予備差押えの取消しを求めることができるが、そのためには「債務名義上のすべての債務（定期金として履行すべき扶養義務等の全期間の全債務）」を履行する必要があると解されている。佐野裕志「確定期限到来前の給料債権の差押えとその取消しについて——民事執行法第一五一条の二における債務者保護の必要性」民訴六二号（二〇一六年）一〇頁参照。

(35) 前述（三(1)参照）のように、解釈上、財産開示手続の申立て自体が権利の濫用にあたる場合には、これを理由とする執行抗告ができると解されており、本決定を前提とし

ても、濫用的なケースは別論であると考えられる。

(36) 内野宗揮編『Q & A令和元年改正民事執行法制』（金融財政事情研究会・二〇二〇年）七〇頁、九七頁、一三二頁参照。

(37) 第三者からの情報取得手続のうち、①不動産に関する情報提供命令（法二〇五条一項）、および、②勤務先情報に関する情報提供命令（法二〇六条一項）に対しては、債務者は当該決定の送達を受けるとともに（法二〇五条三項、二〇六条二項）、これに対して執行抗告をすることができ（法二〇五条四項、二〇六条一項）、ここでも請求債権の不存在または消滅を執行抗告の理由とすることはできず、これらの情報取得手続を阻止するためには、請求異議の訴えを提起する方法を通じて当該手続の停止・取消しを求めていくことになる。他方、③預貯金債権等に関する情報提供命令（法二〇七条一項）の場合、同命令は債務者に送達されず、情報提供がされたのちにその旨の通知がされることから（法二〇八条二項）、この段階に至って情報取得手続の停止・取消しを求めるとはできない（異議の利益を欠く）ことになる。

(38) いわゆる「再施制限」の規律（法一九七条三項参照）は、「財産開示期日……においてその財産について陳述をした」ことを必要とするから、財産開示手続実施決定が請求異議の訴えやその請求認容判決等によって停止・取消し

となった場合には、再施制限はかかってこない。したがって、この場合に、債権者がのちに財産開示手続の実施の申立てを改めて行うことは再施制限の規律によっては妨げられず、他の要件を満たす限りにおいて、再び財産開示手続実施決定がされることありうる。

(39) 債務者が強制執行の対象とすることのできる財産をあらかじめ開示しておくならば、債権者は財産開示手続を利用せずとも強制執行に着手することが可能となるから、財産開示手続の申立てがなされることは考えにくいし、財産開示手続の申立てをしても、いわゆる「必要性要件」の欠如を理由に申立ては却下されることになるであろうから、財産開示手続実施決定を阻止するための提訴リスクはこれによって解消ないし緩和されることになると考えられる。

(40) 本判決の解説等に、越山和広「判批」法教五〇九号(二〇二三年)一四八頁、古賀政治「判批」金判一六六四号(二〇二三年)二頁、内山衛次「判批」ジュリ臨増一五八三号(二〇二三年)一一六頁などがある。このほか、西川佳代教授の研究会報告に接した。

【追記】 脱稿後、堀内元城「判解」ジュリ一五八七号(二〇二三年)一〇〇頁、加藤新太郎「判批」NBL一二四七号(二〇二三年)八七頁に接した。

川嶋 隆憲